

会 議 録

会議の名称	第6期 6月期 小金井市地域自立支援協議会 合同部会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	平成30年6月12日（火） 午後6時30分から午後7時00分
開催場所	小金井市 前原暫定会議室 A会議室
出席者	<p>【委員】 高橋 智委員（会長）、矢野 典嗣委員（副会長）、佐藤 宮子委員 赤濱 高之委員、増田 敏子委員、吉岡 博之委員、小松 淳委員 福原 昌代委員、川久保 敦子委員、小幡 美穂委員、平田 勇治委員 畑 佐枝子委員、加藤 了教委員、田中 麻子委員、宮井 敏晴委員 緒方 澄子委員、室岡 利明委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第6期 6月期 小金井市地域自立支援協議会 合同部会のおり

第6期 6月期 小金井市地域自立支援協議会 合同部会 会議録

(会長)

これから合同部会を開催いたします。

1 部会からの報告

(1) 相談支援会

資料1にもある地域生活支援拠点事業について、昨年の引き続きのご報告と説明をした。

次回からはこれについての協議をしていき、市からたたき台のようなものを出してもらう予定です。

(2) 生涯発達支援部会

当事者の方に来ていただき、事例を検討した。市内の公立ではない学校の義務教育年齢の方のお子さんQOLについてのお話であった。

学校でのトラブルにおいて、学校側が合理的配慮ということをしきりと理解しているのかどうか。当事者本人が変わっていくことばかりが求められていて、学校としてはどういう配慮をしていくのかという観点がないのではないかとということが話し合われました。

そしてやはり自立支援協議会の中でも、こういった事例を取り扱っていく必要があるのではないかと話になった。

この中でもう一つ出てきたのが、相談窓口はどうなのかということで、公立の場合は教育相談所ですが、私立とかの公立ではない学校の場合はどうなのかということをお話し合いました。

他の公立学校でも、教育相談所に話が上がってくるというケースがあるそうですが、解決に向けてのアクションもなかなか起こせないという現状があるということです。

(会長)

数年来ずっとお話を聞いている事例ですが、とても難しいのは、私立学校であることもあって、次の一手をどういうふうにやったらいいのかわからないので、きっちりと話し合う場を作っていたので、事態の推移によっては、自立支援協議会でも考えていくということも含めて、少し様子を見守って行く必要があると思っております。

(3) 社会参加・就労支援部会

まず、部会名については仮称をとりこのままで良いと決まりました。

内容につきましては、社会参加を含む小金井市の地域性に即した働く機会の場の提供を協議するところにしましょうということになりました。

社会参加とか就労と限定すると、それぞれ専門的な部分になってしまってわからなくなってしまうので。

やはりどんな方でも社会参加できるという視点の上でそういう場も考えていこうと、上半期においては、商工会の方たちに理解をしてもらうというアクションを起こすための内容を検討し、商工会に説明会ができるようなこともちょっとしていきたいと思いますということにまとまりました。

(4) 生活支援部会

生活支援部会は資料4から資料8のところで少し議論と今年度の生活支援部会の活動計画を資料8にある課題を追求していきたいということでお話をしました。

概要としてはそういう流れでやっていくということでした。了承していただいて、障害のある人もない人も共に学び生きる社会を目指す小金井市条例の逐条解説の検討をしていきたいということです。皆さんに資料が配られていますが、生活支援部会だけでは議論ができないので、赤字で作って書き込んでありますが、9条10条の部分は、相互理解の促進と教育にかかわる部分は生涯発達支援部会で少し逐条解説を検討していただくとありがたいと思っています。

11条以降の相談、支援助言あつせんとか、そこに関わる部分は相談支援部会の方で少し具体的なことも含めて逐条解説で盛り込んでいただくとありがたいかなと思っていますので、これを各部会にお願いということで資料提案をさせていただきます。

今日は前文の部分のところで逐条解説案を議論しました。

ただ、新しく委員になった方たちもいたので、感じたこと気付いたこと等、少し意見をざっくばらんに出し合って、次回には各委員の方からも提案を出していただきながら、お互いに読み合って議論していい形の逐条解説案ができていければなということで、議論を終わりました。

資料3に報酬改定の資料がありましたが、今日、後半で資料が別途配られました。

生活支援部会等で障がい者施策に対する検討という部分で報酬改定も含めた議論として、少し追及をしていきたいと思いますので今後の課題として確認をしたところです。

皆さんに少し資料読んでいただいて、特に報酬改定は様々な部分で支援

区分が軽度の人たちは単価が下がっていますので、事業所によっては運営が厳しいところも出てくるため、情報共有しながら、どういうやり方がいいのか。市民条例や権利条約に照らして社会参加を進められるか就労ができるかとかいうことで議論ができるといいかなと思っているところです。

(会長)

実は今日この会議終わった後に部会長会議を開催する予定です。

部会も4部会に増えましたし、それから課題も増えてきているので、重複したりあるいは抜けがあったりというようなことも含めて部会ごとのすり合わせをする必要があると思いますので、別途設けるかどうかを含めて検討しなくてはいけないのかなと考えております。

2 報告事項

(事務局)

議論はまたこの後されるかと思いますが、追加資料という形で、縦書き資料で、東京都の議案書の抜粋を印刷しております。

都条例がこのような形で出ておりますのでお伝えさせていただきます。

3 その他

続いて資料につきまして、説明をさせていただきます。

資料1 厚労省資料 「地域生活支援拠点等について【初版】」

資料2 厚労省資料抜粋 「障害福祉サービス等について」抜粋

資料3 厚労省資料抜粋 「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容」

資料4 矢野委員資料 逐条解説案 矢野私案

資料5 矢野委員資料 逐条解説案(前文のみ) 矢野私案

資料6 矢野委員資料 骨格提言の基礎となった2つの指針(逐条解説前文のための資料) 1

資料7 矢野委員資料 骨格提言の基礎となった2つの指針(逐条解説前文のための資料) 2

資料8 矢野委員資料 2018 生活支援部会年間スケジュール

資料9 平成30年度 小金井市地域自立支援協議会 開催予定(会場変更)

そして先ほど説明があった追加資料という形になってございます。

後で配ったのは、放課後デイの事で、事務連絡の資料が配られています。

資料は以上です。

さらに差別解消法のパンフレットにつきまして、クリアファイルとその中に

「障害者差別解消法って知っていますか」と生活支援部会で協議していただいて、馬場委員にたたき台を作っていただいたものでございます。

誠に申し訳ありませんが裏面のそらさんの FAX 番号が間違っていましたのでお伝えします。

パンフレットは、すでに市内の様々なところに置かせていただいておりますということでご連絡です。

(会長)

では、矢野副会長から資料が出ておりますので、資料4から8について説明をお願いいたします。

(副会長)

資料4をベースに、2月の自立支援協議会は、先ほども申し上げましたように、事務局の方から逐条解説案が出されたので、どの観点から、逐条解説したら良いのかを目印で少し基本的な考え方と、赤字で部会にお願いをしたいところを入れてみました。

合理的配慮の部分は各部会が担当するような項目に関しては少し逐条解説で入れていただきたいと思いますので、関わる部分は少し検討していただけるとありがたいと思っています。

資料5は、その前文の部分での逐条解説の案です。

参考資料には小金井市で市民憲章とか高齢者憲章とか、様々な宣言等が総則の例規集の中に入っていますので、そういうものと整合性を持ったものですよってというような形でさせていただきました。

小金井市と教育委員会が出している「いじめに」に関する宣言についても、逐条解説の中に、各条項のところでは参考にしていただけるとありがたいと思っています。それから制度改革推進協議会精神医学会の中で、骨格提言で「総合支援法」を目指すべきという提言がいくつかあったので。そういう観点が障害者権利条約と国内法をどう整備していくかっていうところで、重要な観点になると思っていますので、そういう視点をベースにしながら、逐条解説が作られれば良いと思っています。参考資料として出させていただきます。

それから、先行各自治体で逐条解説と、東京都が今度の条例でも施行規則というのをつくるということになっていますので、小金井市は逐条解説をやるということ、逐条解説を行っているところの部分を参考にしました。

部会でするので前文の解説のみでこうしていますが、各自治体の条例のところでは、逐条解説をホームページで見ていただくと各条項に関しても丁寧な逐条解説がされていますので、参考にしていただけるとありがたいと思っています。

ところでは。

資料8は生活支援部会がやろうとしている日程ですので、ご確認いただければと思っています。

(会長)

それでは、この件で何かご質問等ございますか？

矢野委員からたくさん意見を出してもらって、ありがたいですが、逐条解説は少し時間をかけて外部の方も市民の方も入れて考えるべきと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

かなり骨格が決まって、他にいろいろと入り込む余地があるのかなと思いがちちょっと見させていただいていますが、いかがですか？

(副会長)

8月ぐらいで中間まとめをしてそれをホームページに上げて意見を聞くみたいなのができると良いのかなとか、市民の意見を聞く機会をどうやって持つかは少し課題としては考えていますが、大筋ではこんな流れで検討してみたらどうだろうかという提案になっています。絶対にそれではいけないということではないと思っています。皆さんからいろんな意見を出していただけるとありがたいと思っておりますし、今、条例案については市議会で、厚生文教委員会で議論をされていますが、先ほどの追加資料で都議会の6月議会に出された条例案が出てきています。それと整合性を図る部分がいくつかあって、その辺も含めて今、厚生文教委員会では修正案なんかも考えてらっしゃるみたいなので、そこら辺も含めて、この都議会の条例とうまくミックスしたような形で修正案が入るのであればそれで修正をかけていただくというのは議会の中であってもいいのかなっていうのは個人的な思いはあるので、そういうふうな形で議論が進んでいくと良いのかなとは思っています。いかがでしょうか？

(会長)

私の印象はもう少し時間かけてやるのかなっていう不安と、ここだけじゃなくて条例の問題もありますので、それから議会での議論もありますが、もちろん協議会や議会、議論も重要ですがもう少し何かおおよそのたたき台があつてそれで市民に意見を聞くっていうよりかは、もう少し第三者を含めてワーキングとかっていうふうにするのかなと私個人は思っていたので、その辺はどうなのでしょう？

(委員)

事務局の方にお聞きしますが、一応条例が、会長がおっしゃられたようにいろんな修正案が出たりしているところでは、調整されている方はいらっしゃいますか？

(事務局)

できる範囲でのお答えになりますのでご容赦ください。

現在市議会で障害者差別解消条例に様々なご意見いただいているところでございます。

公の話で言えるとなると、各党派というものがあります。

わかりやすい例と、例えば自民党とか共産党とか、公明党とかそれ以外のところでも様々な党派がございますし、この条例に対しての修正の考え方が百花繚乱に出ている状況でございます。

そうなりますと、確かにこのままの条例案が通るとは限らないという状況もございますので、逐条解説の例えば基本となる部分について、お作りいただくことは可能かなとは思いますが、具体は確定してからになりますので、大まかな考え方というところでお話しいただければ助かるかなというところでございます。

(会長)

事務局から都条例についてご紹介いただけませんか。

(事務局)

第34号議案、東京都障害者への理解促進および差別解消法条例という形で出ておりますのでよろしく申し上げます。

特徴的なところたくさんありますからなるべくかいつまんでお話をさせていただきます。

前文のところでは2ページ目のところですね。

人によって評価分かれるところがございますが、シンプルにまとめているなというところがございます。

3ページ目をご覧ください。定義の特徴的なところが第二条の障害の社会モデルをあえて定義をしているというところが特徴的なところがございます。

それからですね、その他特徴的なところは、これちょっと自治体によってやり方が違うところがございますが、第八条でございます。

5ページ目の第八条、広域支援相談員という形も当然のことながら、範囲が広いので相談員を広域で書かせていただいているところがございます。

特徴的なところにつきましてはちょっとページ進めさせていただいて8ペー

ジ目を御覧ください。第十三条、やはり都としては差別の事案の考え方ですね。勧告を受けても改善されないというようなところは場合によっては公表しますよという形でうたっているところがございます。

それからですね、特徴的なものとしましては、実はこの9ページ目にかかなり固まっていますが、第十五条としまして情報保障、第十六条としまして言語としての手話の普及、第十七条として教育の推進、第十八条として事業者による取り組みの支援という形でかなり踏み込んだ形というところになっております。

確か第七条だった気がするのでごめんなさい。

5ページ目のちょっと見づらいですが、第七条の第2項ですが、この都及び事業者側という形でですね、読ませていただきますが、「都及び事業者は、その事務または事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、当該障害者と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」という形で思い切り踏み込んだものが入っております。

最後のところの「しなければならない」というところだけ着目しますと非常に強い義務条例という形になっております。と同時に全体のバランスおそらく考えたと思いますが、例えば意思の表明の場については、障がい者の家族とか、介助者とかコミュニケーションを支援する者が補佐して行う意思の表明を含むと書かれ建設的な対話を行うとか、実施に伴う負担が過重でない場合は、権利利益を侵害することにならないように性別、年齢、障がいの状態等に応じてという形でもうこれはこれですごく工夫して書かれている、このようなことを全部踏まえた上で合理的な配慮しなさいという形でのかなり詳しく書かれた独自の条文かなというところがございます。

(会長)

今、ご紹介したことと関わっている小金井市の関係でも、やっぱり触れなきやいけないのはその手法の問題だろうということです。広域支援相談員を置いています、その支援相談員に類したことを設けなくては、相談窓口は、どこに行けばいいのかというようなことが全く分からないので、支援相談員というものをどういうふうに設置するのことは大事なことで、かなり都条例は、踏み込んだ中身になっています。

議会で議論してもらって通った後も含めて、都条例との整合性ということについては、今期の自立支援協議会ですね、かなり大事な論点になってくると思いますながら伺いましたが、副会長のご提案を含めてですね、何かさらにご意見があ

ったらお願いいたします。

(委員)

都条例をぱっとみると、二十条も、罰則ということで、秘密を漏らした者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということで、罰金が科せられる。小金井の条例案に比べてかなり踏み込んでいるというよりもかなりレベルが高くなっているのかという感じがしますが、やはり確かに小金井の条例案との整合性はかなり検討しなきゃならないかなと思いました。

この罰則についてちょっと解説していただければ。

(事務局)

念のためですが、一番後ろのページ10ページ目、罰則の第二十条のところでございます。

ここに書いてある通り、第十四条第五項の規定に反して秘密を漏らした者は1年以下または、50万円以下の罰金に処するという形になっております。

懲役の内容は罰金の内容につきましてはちょっとコメントを差し控えさせていただいて、このようなものですという形で、そもそもこの違反したものは何かというところでございますが、第十四条第5項の9ページ目を御覧ください。

当たり前といえば当たり前ですが、調整委員会の委員のことを指します。

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とするという形になっておりまして、公務員の方に科されるような、厳しめのものになっておりまして、その職務上知ったことを、当然漏らしてはいけませんし、退職したあと暴露本もだめですよという形になっておりますので、かなり厳しめのものでさらにそのことに対して具体的な失礼ながら、罰則がないとだめだろうという形で都の方では踏み込んでこの第二十条の1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するという形で書かれているものというふうに見込んでおります。

(会長)

時間の関係がありますけど、まだ他にも何かありましたら、よろしいですか。

(委員)

時間があまりない中すみません。先ほど副会長から提案がありました逐条解説は、会長からもお話があったとおり、私としてもやはり当事者の方や他の方、この委員の方だけではなくいろんな方から意見を聞きたいなと思っています。

8月はちょっと難しいのかなと思っているのと、ただ意見を聞く場をどうい

うふうな形で持っていったらいいのか協議できたらいいのかなという気もしています。

(会長)

時間も過ぎているので委員さんから出された問題については事務局や部会長会議で、どんなふうに逐条解説を作っていくのか、それからちょっと今後のスケジュールもまだ見通しが持てないところもありますので、とても大事な論点にして引き続いていければなというふうに思います。

その他、この件にかかわって、ご意見等ございますか。

4 次回の開催日程等

(事務局)

実は、資料1から3番まで事務局で用意させていただいた資料がございます。

これは、初めての委員に障害福祉サービスなどについて、どのような内容のことをやっているのかということ挙げさせてもらった資料になってございます。

資料1の地域生活支援拠点事業は、平成32年までに整備しなくてはならないとなってございまして、さらに資料2・3では障害福祉サービスの簡単な説明という事で、ご用意をさせていただきました。

この内容についてはですね、誠に申し訳ありませんが、皆様にお目通しいただければありがたいというふうに思います。

今回は時間がないので説明の方は割愛させていただきます。

さて、続きまして、開催日程ですが、前回お配りしました開催予定の通り7月17日に、会議室の予約をさせていただいてございます。

事前にメールをさせていただいたと思いますが、次回の7月17日以降の予約についても、誠に申し訳ないんですが、生活支援部会と相談支援部会の会場の入れ替えをさせていただきました。

各専門部会におきましては、開催日、開催時間について、ちょっと都合が悪いなどで変更等がある場合は事務局の方までご連絡いただくとありがたいです。

(会長)

それでは、合同部会を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。